

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十五年十二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年九月二十七日奈良県指令建第九二一八六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年十一月十六日建第八一〇九号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十五年十二月十六日建第四九〇四号

三 開発区域に含まれる地域

磯城郡田原本町大字西竹田三八番一、三九番一及び四〇番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市逢坂三丁目四三七番一

かつらぎ運輸株式会社 代表取締役 辻知哉

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 磯城郡田原本町大字西竹田三八番一、三九番一及び四〇番一の各一部